



2025年10月6日

各位

会社名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電話番号 048-615-4000

(変更) 2025年5月21日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2025年5月21日付で公表いたしました「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありました(以下「本変更」といいます。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

YAGEO Electronics Japan 合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。)の完全親会社である YAGEO Corporation による金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第30条第1項第4号に基づく要請により、当社が2025年10月3日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、YAGEO Electronics Japan は、①2025年10月3日付で、日星電気株式会社との間で、日星電気株式会社が所有する当社株式の全てについて YAGEO Electronics Japan による当社株式に対する公開買付け(以下「YAGEO 公開買付け」といいます。)に応募する旨の応募契約を締結したこと、及び②2025年10月3日 YAGEO 公開買付けに応募された株券等の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、YAGEO 公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認したことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付けの買付け等の期間(以下「YAGEO 公開買付期間」といいます。)を当該訂正届出書の提出日である2025年10月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月20日まで延長し、YAGEO 公開買付期間を112営業日に延長することとなったとのことです。

本変更は、上記決定に伴い、生じたものとなります。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

<前略>

その後、YAGEO Electronics Japan は、①当社が2025年9月16日に「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更(賛同・応募推奨)についてのお知らせ」を公表し、2025年9月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したこと、及び②2025年9月16日付で YAGEO らと当社との間で本 YAGEO 合意書が締結されたことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長することとなったとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、YAGEO Electronics Japan は、①当社が2025年9月16日に「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募推奨）についてのお知らせ」を公表し、2025年9月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したこと、及び②2025年9月16日付でYAGEOらと当社との間で本YAGEO合意書が締結されたことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長することとなったとのことです。

その後、YAGEO Electronics Japan が、①2025年10月3日付で、日星電気株式会社（以下「日星電気」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「YAGEO 応募契約（日星電気）」といいます。）を締結し、その所有する当社株式の全て（所有株式数：341,000株、所有割合：2.24%）についてYAGEO公開買付けに応募する旨を合意したこと、及び②2025年10月3日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びYAGEO公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数（2025年10月3日14時時点）が13,261,354株となり、YAGEO公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認したことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月20日まで延長することとなったとのことです。なお、YAGEO 応募契約（日星電気）の詳細につきましては、下記「4. YAGEO Electronics Japan と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、当該YAGEO公開買付期間の延長により、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書に記載のとおり（注1）、買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して10営業日の期間がYAGEO公開買付期間として確保されることとなったとのことです。

（注1）YAGEO Electronics Japan は、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書において、YAGEO公開買付期間の末日までに応募株式の総数が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、YAGEO公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるようYAGEO公開買付期間を延長することを予定している旨を開示していたとのことです。これにより、YAGEO取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨（すなわち、YAGEO公開買付けが成立する見込みである旨）の公表をしてから10営業日はYAGEO公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずはYAGEO公開買付けに応募しないという形でYAGEO取引の是非に関する意思表示（反対）を示し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨の公表があった場合は当該公表日から10営業日の間にYAGEO公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、YAGEO取引の是非に関する意思表示（賛否）と、YAGEO公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図したものであるとのことです。

4. YAGEO Electronics Japan と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

2025年5月8日付YAGEO公開買付開始プレスリリースによれば、該当事項はありません。

(訂正後)

YAGEO Electronics Japan は、日星電気との間で、2025年10月3日付で、YAGEO 応募契約（日星電気）を締結し、その所有する当社株式の全て（所有株式数：341,000株、所有割合：2.24%）についてYAGEO公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、YAGEO 応募契約（日星電気）においては、その他の条件は定めていないとのことです。

YAGEO 応募契約（日星電気）を除いて、YAGEO Electronics Japan と日星電気との間で YAGEO 取引に係る重要な合意は締結されておらず、YAGEO 公開買付価格の支払いを除き、YAGEO 公開買付けに際して、日星電気に付与される利益はないとのことです。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、YAGEO 公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず YAGEO 公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が YAGEO 公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

YAGEO 公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項の下で定められた規則は YAGEO 公開買付けには適用されないため、YAGEO 公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。YAGEO 公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。YAGEO 公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14 e - 5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、YAGEO 公開買付け以外の方法で当社株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はこれらの制限に留意し、遵守してください。YAGEO 公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。